

世田谷区環境に配慮した電力の購入契約に係る競争入札に関する要綱

平成24年1月23日
23世環計第508号

(目的)

第1条 この要綱は、区が行う電力の購入契約に係る競争入札の参加資格の審査項目に電気事業者による環境への負荷の低減に向けた取組みの状況を加えることにより、環境の保全と経済の発展が両立する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小売電気事業」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号。以下「法」という。)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業をいう。

2 この要綱において「電気事業者」とは、法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、区が行う電力の購入契約に係る競争入札(以下「入札」という。)の全てに適用する。

(環境配慮項目に係る評価点の算定)

第4条 契約担当者は、入札に参加しようとする電気事業者(入札に参加しようとする年度又はその翌年度以後に小売電気事業を開始するもの(次項において「事業開始予定者」という。))を含む。以下同じ。)に世田谷区電力の購入契約に関する環境配慮項目報告書(第1号様式)又は世田谷区電力の購入契約に関する環境配慮項目報告書(事業開始予定者用)(第2号様式)(以下これらを「報告書」という。)を提出させるものとする。

2 報告書には、前項の電気事業者に係る次に掲げる事項についての数値及び評価点を記入させるものとする。ただし、事業開始予定者に提出させる報告書にあっては、区長が別に定める事項を記入させるものとする。

(1) 入札に参加しようとする年度の前年度(以下「前年度」という。)における1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数

(2) 前年度における未利用エネルギーの活用状況

(3) 前年度における再生可能エネルギーの導入状況

3 前項の数値及び評価点は、別に定める「世田谷区電力の購入契約に関する環境配慮項目評価基準」(以下「評価基準」という。)により算定させるものとする。

(入札参加資格の付与)

第5条 契約担当者は、報告書の提出を受けた場合において、次に掲げる要件を満たすと認めるときは、報告書を提出した電気事業者に入札参加資格を付与するものとする。

(1) 前条の評価点の合計が70点以上であること。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(評価基準の見直し)

第6条 環境総合対策室環境計画課長は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮し、及び電気事業者の公正な競争を確保するために、社会・経済情勢を踏まえて必要であると認めるときは、評価基準を見直すものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境総合対策室長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月27日から施行する。

附 則(平成26年1月6日25世環計第254号)

この要綱は、平成26年1月6日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日 26 世環計第 368 号）

この要綱は、平成 27 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 15 日 27 世環計第 346 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 15 日から施行する。
- 2 平成 28 年 1 月 15 日から同年 3 月 31 日までの間に電力の購入契約に係る競争入札を実施する場合における第 4 条の適用にあつては、第 1 項中「電気事業者」とあるのは「電気事業者（平成 28 年度に小売電気事業（電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）による改正後の電気事業法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業をいう。）を開始するもの（次項において「事業開始予定者」という。）を含む。次項を除き以下同じ。）」とし、第 2 項中「記入させるものとする。」とあるのは「記入させるものとする。ただし、事業開始予定者に提出させる報告書にあつては、区長が別に定める事項を記入させるものとする。」とする。